

大変申し訳がない次でござります。福生緑地の徒渉池工事につ
きまして、当初予算に千五百万円を計上いたしまして承認をいた
いたんです。その後シーズンまでに効率的に運用いたしますには、
なお四百万円ほど不足して参ります。それから入の面におき
まして国の補助金、都の補助金の増額になりましてので、これら
を含めまして今回の補正に計上させていた次でござります。
したがいまして当初予算八億五千万円に四百万円を追加いたしま
して、合計八億五千四百万円となる次でござります。

内容におきましてまず入でござります。国の補助金を当初百
万円を組んでおりまして、百万円を追加いたしましたして三百万円とい
たします。つぎに都の補助金におきまして当初八十万円を計上いた
してありましてのを、百二十万円追加いたしましたして二百万円いたす
るのでござります。

なおその他の財源として繰越金百八十万円を予定いたしましたして計
四百万円ということござります。

支出におきましては、徒渉池の関係で四百万円の工事費を計上した

というところでござります。

甚だ簡単でござります。提案理由の説明を終らせていたで
議長(田村匡雄君) 以上で提案理由の説明は終了しました。
これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。議案第三十八号は原案とあり決するに
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 異議なしと認めます。よって議案第三十八号
は原案とあり決いたしました。

○議長(田村匡雄君) 日程第九と日程第九については一括して議題とい
いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 異議なしと認めます。よって一括議題とす

ることに決定いたしました。

○議長(田村匡雄君) 日程才八諮問才一号人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について、

日程才九諮問才ニ号人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させていただきます。

(島田議会事務局長朗読) 省略

○議長(田村匡雄君) 朗読は終りました。

理事者から提案理由の説明を求めます。 助役篠崎俊夫君

(助役 篠崎俊夫君登壇)

○助役(篠崎俊夫君) まず諮問才一号人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取についてご説明申し上げます。

福生市には法務大臣が委嘱した人権擁護委員が三名おられまして、そのうち服部收道氏の任期が本案記載のとおり去る四月十四日をもって満了いたしました。同氏は健康的にとかくしゃくとして

おられ、ご信望と深く、人権擁護委員として適任でございますので

どう一期人権擁護委員としておはらさせていただきます。その再任方を法務大臣宛に推せんしようとするのでございます。

なお人権擁護委員の任期は三年でございます。また人権擁護委員法才六条才三項の規定により市町村長が人権擁護委員の候補者を法務大臣宛に推せんするにあたっては議会の意見を聞かなければならないことになっておるのでございます。

つぎに諮問才ニ号についてご説明申し上げます。

本案のたゞりまご説明申しあげました諮問才ニ号の服部收道氏の場合とまったく同様、田中政一氏の人権擁護委員としての任期が去る四月十四日をもって満了となりました。同氏の場合も人権擁護委員として最適任者でございますので、どう一期人権擁護委員としておはらさせていただきます。本案を提出した次でござります。

なおご参考でございます。今回任期切れにならない人権擁護委員といたしましては川窪金土口氏がおられるわけでござります。

二案のようしくお願ひ申しあげる次でござります。

○議長(田村匡雄君) これより質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。 ただいま議題となっております人事案二件についてはこれに同意することにご異議ありませんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) ご異議なしと認めます。 よって諮問第一号および第二号についてはこれに同意することと決定いたしました。

○議長(田村匡雄君) 日程第十請願第三号町道舗装に関する請願書を議題といたします。

事務局長として請願書の朗読をいただきます。

(島田議会事務局長朗読) 省略

○議長(田村匡雄君) 朗読は終了しました。

紹介議員仲沢弘之君から本主旨の説明を求めます。

(十八番 仲沢弘之君登壇)

○十八番(仲沢弘之君) ご指名のございましたので、補足説明をさせていただきます。

この請願に対しまして、請願者の方からお見えになりました、現在福生町の本年度予算として二千五百万円を計上いたしました、十九本舗装することになっており、このうち含まれておることを説明したわけでございます。 その意味を申しあげたわけでございますが、ただいまの請願書のとおりいろいろ苦情がありますので、何とぞ早急にこの仕事にとりかかっていたでござりますようお願ひ申しあげまして、簡単ではあります説明にかえさせていただきます。

○議長(田村匡雄君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終了しました。 これより本請願に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 以上で質疑を終ります。

請願第三号についてはお手もとにご配布の別紙付託表のとおり建設委員会に付託し、閉会中の継続審査とし詳細な審議を願うことといたします。

。議長「田村匡雄君」 日程第十一請願第一号道路新設に関する請願書と議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。 建設委員長高波忠君

（建設委員長高波忠君登壇）

。建設委員長「高波忠君」 指名をいただきましたので審査報告を申しあげます。

（請願審査報告書朗読） 省略

なお本案審査につきまして補足して説明申しあげます。

ただいま朗読いたしましたとおり審議については付議されました。次回審査を行ない、また厚生委員会と水道関係等について連合審査会を用いて意見を聞き、また関係地主との協議を行ない、現地の視察の行ない慎重を期して審査を重ねて参りました。

まず三月定例会までに開催された委員会において論議の中心となった点は、一つは宅地の造成的なもので、このような場所は所内

に多数あり、今までの例では建築線として個人が設置してやる。土地の無償提供とはいえないから所費で道路を造るとなるとこれが先例となり、将来を考へ一考を要する。一方無計画に家が建った場合を考慮し、地主が協力してくれるならばこの際造った方がよいと考へるとの賛否両論が出て、また道らしいものを造ったうえであるいはまた道路をベッスル教会まで延長した方がよいとの意見もありました。結論に達するにいたらず閉会中の継続審査を要望することになり、定例会の最終日でこのことは了とされました。四月二十二日に又三回目の委員会を開催いたしました。また賛否両論あって進展せず、ことに道路巾員五メートルの件、また請願された中の水道管の埋設に関しては、厚生委員会との連合審査会を用くことに決定し、さらに地主との協議も必要であることから四月二十九日には関係地主と委員会の代表とで協議をいたしました。席上委員会での審議の内容を説明し、巾員五メートルであることを六メートルに要望いたしましたところ地主側の了解を得ました。また道路新設にととなり不動産業者の動きについて質問いたしました。

したところ、その事實は認めました。売却しない旨の回答がありました。路線については下側カーブをゆるやかなにして、バスル教会まで延長し、等を話し合いました。さらに五月一日厚生委員会との連合審査会を開き、私より経過の説明を申しあげ、水道管敷設に關して出席議員の意見を求めましたところ、建設委員会として道路を造ってやるべきであるとするならば、時期の問題はとむかとして、水道の施設を考慮してやるべきである。その場合、管の太さは技術面のこともあるので百ミリでいいとはいえない。あるいはまた現在他の地域で家が建っていてと本管のない所もあるので、水道計画の上から一考願いたい等の意見がありました。したので、してまいまして、当委員会は五月一日午後一時より委員会を開き、地主側の協議内容を説明報告いたし、質疑に入りました。道路は請願者の予定する線より延長してゆるくカーブすることについて、確約ができるか。との傾向に対し、地主側と協議した委員より関係地主よりよろしいとの確答を得た旨の発言があり、了解されました。将来通学路として必要な道路であると考える。等の

意見もあったあと、全員が本件について採択することに決定いたしました。

以上付託を受けましてから結論に至ります。間、委員会審査の内容の大すじを申しあげまして報告いたします。

よろしくご審議のうえご可決くださることをお願い申しあげまして報告いたします。

○議長「田村匡雄君」以上で委員長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

○九番「大野行夫君」たゞりまの委員長の報告がよくわかりましたけれども、細かい点でござりますか。地主との話し合いは口頭でしょうか。それと文面が何かとってあるのでしょうか。

○建設委員長「高波 忠君」たゞりまの大野議員のお話してござりますか。四月二十九日の午後七時より牛浜公会館におきまして、建設委員会としては私と石川副委員長、請願の紹介代表である森田議員、地主側といたしましては十何人かの出席を得まして、先きほど申しあげましたとおり、こちらの審議内容を申しあげ、それに対する

向う側の声といひしまして、巾員五米を六米に地主側では万場一致で決つたということでござりまして、書面としてはござりませんか、関係地主が万場一致で決つたということでござります。

○五番松本平九郎君一建設委員長に質問いたします。

この道路がでるに對して鋪装ぐらいはするの、それと鋪装はしないで道路だけは造っておくのか、その点審議されたかどうかをお尋ねいたします。

○建設委員長高波忠君一ただいまのご質問でございますが、道路を新設ということについては審議いたしましたか、鋪装するしないは理事者の考えであるので、まず新設道路を造るか造らないか、必要であるかどうかということとまず審議いたしましたして、結論的には新設した方がよいということでござりますか、鋪装ということは全然審議しておりません。

○議長田村匡雄君一以上で質疑を終ります。

おはのりいたします。本果は請願第一号に對する委員長報告は採択と決定であります。委員長報告のとおり決するに異議

ありませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長田村匡雄君一異議なしと認めます。よって請願第一号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

○議長田村匡雄君一日程十二陳情ヤニ号糞尿処理料金撤廃に関する嘆願書を議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。厚生委員長高橋千春君

（厚生委員長高橋千春君登壇）

○厚生委員長高橋千春君一指名をいいたございましたので陳情の審査報告をいたします。

（陳情審査報告書朗読） 省略

以上でございます。簡単に内容について補足して説明申しあげます。本件の審議にあたりましては、まず理事者側の考え等を聞かれ、また各出席委員からの発言等いろいろ要約いたしますと、現状

では施設の形態あるいは運用面からして撤廃は無理であるか、新しい施設となれば所の負担も他所村なみに軽減されることになるだろうから、現在工事中の施設が完了し、し尿投入稼働を始めるような時期を目標にして、その時点で撤廃してやるべきだろうと、なおそのためには関係市所とも協議して陳情の意思にそうよう努力されたいという意見が多く、そのように決ったわけでございます。一致して採択と決定した次でございます。

簡単です。以上で審査報告を終らせていただきます。

○議長(田村匡雄君) 以上で本員長の審査報告は終了しました。これより本員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。陳情ヤニ号に対する本員長の報告は採択と決定であります。本案は本員長報告のとおり決するに「異議ありませんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 「異議なし」と認めます。よって陳情ヤニ号は本員長報告のとおり採択と決定いたしました。

○議長(田村匡雄君) ここで暫時休憩いたします。

午後十時 三分 休憩

午後三時 三分 開議

(二十三番 岩田博君出席、二十四番 田村匡雄君退席)

○副議長(岩田博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程ヤニ三議長の辞職許可についてを議題といたします。

事務局長として辞職願いの朗読をいただきます。

(島田議会議事務局長朗読) 省略

○副議長(岩田博君) おはかりいたします。

本件は議長田村匡雄君の一身上に関するものであり、地方自治法ヤ百十七条の規定により除斥のうえ審議いたしたいと思っております。これに「異議ありませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩田博君）「異議なしと認めます。よって除任することに決定いたしました。」

○副議長（岩田博君）おはかりいたします。

本件は願出のとおりこれを許することに「異議ありませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩田博君）「異議なしと認めます。よって田村匡雄君の

議長の辞職願いはこれを許することに決定いたしました。

（三十四番田村匡雄君入場）

○副議長（岩田博君）ただいま議長が欠位となりましたので、ただちに議長の選挙を行います。

日程第十四議長の選挙と投票により行ないます。

議場の出入口を閉鎖いたします。

ただいまの出席議員は三十四名であります。

○副議長（岩田博君）おはかりいたします。

会議規則第三十九条第三項の規定により立合人として

二十一番 末次性男君

二十二番 大沼香伍君

以上二名を指名したいと思ひます。これに「異議ありませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩田博君）「異議なしと認めます。よって立合人は末次性

男君および大沼香伍君を指名いたします。

○副議長（岩田博君）投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○副議長（岩田博君）投票用紙の配布とれはありますか、

（応答なし）

○副議長（岩田博君）配布とれなしと認めます。

投票箱をあらためます。

（投票箱点検）

○副議長（岩田博君）異状なしと認めます。

念のため申しあげます。投票は単記無記名、一人一票であり

ます。投票用紙に被選挙人の指名と記載のうえ順次一番より投票願います。

（投票）

○副議長（岩田博君）投票のれはありませんか

（応答なし）

○副議長（岩田博君）投票のれなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票をいたします。

立会人の方立合いをお願いいたします。

（開票）

○副議長（岩田博君）投票の結果について事務局長をして報告いたします。

○議会議務局長（島田猛君）報告いたします。

出席総数 二十四名

投票総数 二十四票

内有効投票 二十三票

無効投票 一票

有効投票中

石川信義議員 九票

中村国太議員 五票

大沼香伍議員 四票

高橋千春議員 三票

中西虎蔵議員 一票

小堀仁七議員 一票

以上であります。

○副議長（岩田博君）次に、事務局長の報告申しあげましたとおり、投票の多数を得られました石川信義君が議長に当選されました。よって会議規則や三十条や三項の規定により本席より当選の告知をいたします。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

○副議長（岩田博君）新議長石川信義君から挨拶願います。

新（議長 石川信義君 登壇）

○議長（石川信義君）一言ご挨拶を申しあげさせていただきます。このたびの議長の改選にあきまして、皆さま方の支持を得まして私の議長の職に当選させていただきまして、これは身にあまる光栄と存じます。ご承知のとおりとく／＼浅学非才である私でございますので、皆さま方の旧に倍しますところの、ご支援ご便達なければ当面の大きな新市制を目途として重大なむずかしい諸情勢をかかえております。議会の使命といたしまして、最も大きなものがあるわけでございます。これらを達成するには円滑な議事運営をいたすために、どうしても皆さまの格段のご支援を心からお願ひ申しあげまして私のご挨拶といたします。

○副議長（岩田博君）以上で議長の選挙を終わります。

議長石川信義君、議長席におつき願ひます。

（三十三番 岩田博君 退席）

○議長（石川信義君）日程第十五副議長の辞職許可についてを議題

といたします。

事務局長として辞職願ひを朗読いただきます。

（島田議会事務局長朗読）省略

○議長（石川信義君）おはかりいたします。

本件は願出のとおりこれを許可することに、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君）ご異議なしと認めます。よって岩田博君の

副議長の辞職願ひはこれを許可することに決定いたしました。

（三十三番 岩田博君 入場）

○議長（石川信義君）ただいま副議長が欠位となりました。

ただちに副議長の選挙を行います。

○議長（石川信義君）日程第十六副議長の選挙を投票により行ないます。

議場の出入口を閉鎖いたします。

○議長（石川信義君）おはかりいたします。